

簡易公募型プロポーザル方式(拡大)に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建築工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成28年4月28日

国立大学法人九州大学
総長 久保 千春

1. 業務概要

- (1) 業務名 九州大学(塩原)学修支援施設新営設計業務
- (2) 業務内容 塩原キャンパスの学修支援施設の設計業務
(RC造、地上2階建、延床面積1,240㎡)
- (3) 履行期限 平成28年12月22日
- (4) 本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

- (1) 技術提案書の提出者に要求される資格
次に掲げる条件を全て満たしている単体又は次に掲げる条件を全て満たしている2者以上の者により構成される設計共同体であること
 - ① 文部科学省における平成27・28年度設計・コンサルティング業務に係る一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加者資格の再認定を受けていること。)
 - ② 経営状況が健全であること。
 - ③ 不正又は不誠実な行為がないこと。
 - ④ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (2) 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準
 - ① 担当予定技術者の能力
資格及び実績、同種又は類似業務の実績件数
- (3) 技術提案書を特定するための評価基準
 - ① 担当予定技術者の能力
資格及び実績、同種又は類似業務の実績件数
 - ② 業務の実施方針
業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性、工程計画の妥当性、技術者配置計画の妥当性
 - ③ 課題についての提案
提案の的確性、提案の独創性、提案の実現性

3. 手続等

- (1) 〒819-0395
福岡県福岡市西区元岡744番地
国立大学法人九州大学施設部施設企画課工事契約係
電話番号 092-802-2045・2046
- (2) 説明書及び特記仕様書等の交付期間、交付方法、申し込み方法
 - 1) 平成28年4月28日から平成28年5月16日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで(ただし、最終日は正午まで。)、電子メールにより交付する。
説明書及び特記仕様書等を希望する者は、下記の申し込み先(交付用電子メールアドレス)に会社名、担当者名及び連絡先(会社住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス)を明記し、申し込むこと。
申し込み先: kouji-1@jimu.kyushu-u.ac.jp
 - 2) 説明書及び特記仕様書等の交付に当たっては無料とする。
 - 3) 説明書及び特記仕様書等を申し込む際の電子メールの件名は、
【説明書等申込】「九州大学(塩原)学修支援施設新営設計業務」(会社名称)とすること。
 - 4) 電子メールによる申し込み受信確認後、申込者にデータのダウンロード用URLを記したメールを返信する。
- (3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法
平成28年5月16日正午。上記3(1)に同じ。持参又は郵送すること。
- (4) 技術提案書の提出期限、場所及び方法
平成28年6月3日正午。上記3(1)に同じ。持参又は郵送すること。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金
納付する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - ① 保険会社との間に経理責任者を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
 - ② 保険会社と公共工事履行保証契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
 - ③ 国立大学法人九州大学契約事務取扱規程第31条の規定に基づき、契約書の作成を省略し請書を作成する場合
- (3) 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は、無効とする。
- (4) 手続における交渉の有無 無
- (5) 契約書又は請書作成の要否 要
- (6) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (7) 技術提案書のヒアリングを実施する場合は、別途通知する。
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (9) 上記2(1)①に掲げる資格を満たしていない者も上記3(3)により参加表明書を提出することができるが、上記3(4)の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。
- (10) 本案件は「公共事業の入札・契約手続きの改善に関する行動計画」運用指針(平成八年六月十七日事務次官等会議申合わせ)記四に定める調達の対象外である。
- (11) 契約締結前に建築士法第24条の7に基づく重要事項説明を行うこと。
- (12) 詳細は説明書による。